

令和3年度島根県一般会計補正予算（第4号）、島根県母子
父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第2号）、島根県中小
企業近代化資金特別会計補正予算（第2号）及び島根県中小
企業制度融資等特別会計補正予算（第3号）の知事専決処分
について

令和3年8月30日
総務部財政課

1 補正予算の趣旨

令和3年7月、8月の大雨・台風による被害への対策を講じる必要から、地方自治
法第179条第1項に基づき知事専決処分により補正予算を措置した。

2 専決処分日 令和3年8月30日（月）

3 補正予算の内容

(1) 一般会計

- ① 補正予算額 265,471 千円
(補正後の一般会計予算額 476,649,990 千円)

② 内訳

[歳出予算]

- | | |
|------------|------------|
| ・ 被災者等への支援 | 88,981 千円 |
| ・ その他 | 176,490 千円 |
| 合 計 | 265,471 千円 |

[歳入予算]

- | | |
|---------|------------|
| ・ 繰越金 | 116,505 千円 |
| ・ 国庫支出金 | 50,666 千円 |
| ・ 県債 | 98,300 千円 |
| 合 計 | 265,471 千円 |

[債務負担行為]

・ 災害援護資金利子補給金	1,519 千円
・ 生活福祉資金利子補給金	134 千円
・ 農業経営等緊急対応資金利子補給金	200 千円
・ 農業経営等緊急対応資金保証料補給金	182 千円
・ 漁業経営等緊急対応資金利子補給金	520 千円
・ 漁業経営等緊急対応資金保証料補給金	5,125 千円

(2) 母子父子寡婦福祉資金特別会計

[債務負担行為]

・ 母子父子寡婦福祉資金利子補給金	80 千円
-------------------	-------

(3) 中小企業近代化資金特別会計

- ① 補正予算額 1,067 千円
(補正後の中小企業近代化資金特別会計予算額 852,064 千円)

② 内訳

[歳出予算]

・ 設備貸与資金割賦損料補給金	1,067 千円
-----------------	----------

[歳入予算]

・ 一般会計繰入金	1,067 千円
-----------	----------

[債務負担行為]

・ 設備貸与資金割賦損料補給金	4,800 千円
・ 設備貸与資金損失補償金	50,000 千円

(4) 中小企業制度融資等特別会計

- ① 補正予算額 454,854 千円
(補正後の中小企業制度融資等特別会計予算額 75,944,224 千円)

② 内訳

[歳出予算]

- ・ 中小企業制度融資貸付金 444,444 千円
- ・ 中小企業制度融資利子補給金 10,410 千円

[歳入予算]

- ・ 貸付金元利収入 444,444 千円
- ・ 一般会計繰入金 10,410 千円

[債務負担行為]

- ・ 中小企業制度融資保証料補給金 95,250 千円
- ・ 中小企業制度融資利子補給金 75,000 千円
- ・ 中小企業制度融資損失補償金 80,000 千円

補 正 項 目

(単位:千円)

No	事業名	予算額	説明	所管課																						
1	被災者生活再建支援事業	61,300	被災世帯に住宅の補修等に係る支援金を支給した市町村に対し、当該支援金の一部を支援	防 災 部 [防災危機管理課]																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対象被災世帯</th> <th style="width: 15%;">損害基準判定</th> <th style="width: 15%;">対象世帯への最大支援額</th> <th style="width: 55%;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">全壊</td> <td style="text-align: center;">50%以上</td> <td style="text-align: center;">300万円</td> <td rowspan="2">[国制度に該当する場合] 被災者生活再建支援法人より支援金支給 (市町村負担無し)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大規模半壊</td> <td style="text-align: center;">40%以上 50%未満</td> <td style="text-align: center;">250万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中規模半壊</td> <td style="text-align: center;">30%以上 40%未満</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td>[国制度に該当しない場合(県単独制度を適用)] 県5/10・全市町村4/10・被災市町村1/10 (中規模半壊は実費の範囲内)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">半壊</td> <td style="text-align: center;">20%以上 30%未満</td> <td style="text-align: center;">100万円 (実費の範囲内)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">県5/10・全市町村4/10・被災市町村1/10</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">準半壊</td> <td style="text-align: center;">10%以上 20%未満</td> <td style="text-align: center;">40万円 (実費の範囲内)</td> </tr> </tbody> </table>					対象被災世帯	損害基準判定	対象世帯への最大支援額	負担割合	全壊	50%以上	300万円	[国制度に該当する場合] 被災者生活再建支援法人より支援金支給 (市町村負担無し)	大規模半壊	40%以上 50%未満	250万円	中規模半壊	30%以上 40%未満	100万円	[国制度に該当しない場合(県単独制度を適用)] 県5/10・全市町村4/10・被災市町村1/10 (中規模半壊は実費の範囲内)	半壊	20%以上 30%未満	100万円 (実費の範囲内)	県5/10・全市町村4/10・被災市町村1/10	準半壊	10%以上 20%未満	40万円 (実費の範囲内)
対象被災世帯	損害基準判定	対象世帯への最大支援額	負担割合																							
全壊	50%以上	300万円	[国制度に該当する場合] 被災者生活再建支援法人より支援金支給 (市町村負担無し)																							
大規模半壊	40%以上 50%未満	250万円																								
中規模半壊	30%以上 40%未満	100万円	[国制度に該当しない場合(県単独制度を適用)] 県5/10・全市町村4/10・被災市町村1/10 (中規模半壊は実費の範囲内)																							
半壊	20%以上 30%未満	100万円 (実費の範囲内)	県5/10・全市町村4/10・被災市町村1/10																							
準半壊	10%以上 20%未満	40万円 (実費の範囲内)																								
<p>※単身世帯の支援額は上記の額に3/4を乗じて得た額 ※被災者生活再建支援法人からの支援金の財源は、国1/2、基金(全都道府県からの拠出金)1/2 ※全市町村負担4/10の財源は、公益財団法人島根県市町村振興協会の助成金を充当</p>																										
2	被災者生活再建臨時支援事業	4,800	「平成30年7月豪雨」、「令和2年7月豪雨」又は「令和3年7月6日からの大雨」で被災した世帯が、「令和3年台風第9号」又は「令和3年8月12日からの大雨」で再度被災した場合、生活再建に必要な経費を臨時的に支援 [対象経費] 生活再建に必要な家電(テレビ、冷蔵庫等)や家具等の購入又は修理費	防 災 部 [防災危機管理課]																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対象被災世帯</th> <th style="width: 15%;">損害基準判定</th> <th style="width: 15%;">対象世帯への最大支援額</th> <th style="width: 55%;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">全壊</td> <td style="text-align: center;">50%以上</td> <td style="text-align: center;">60万円</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">県10/10</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大規模半壊</td> <td style="text-align: center;">40%以上 50%未満</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中規模半壊</td> <td style="text-align: center;">30%以上 40%未満</td> <td style="text-align: center;">20万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">半壊</td> <td style="text-align: center;">20%以上 30%未満</td> <td style="text-align: center;">20万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">準半壊</td> <td style="text-align: center;">10%以上 20%未満</td> <td style="text-align: center;">8万円</td> </tr> </tbody> </table>					対象被災世帯	損害基準判定	対象世帯への最大支援額	負担割合	全壊	50%以上	60万円	県10/10	大規模半壊	40%以上 50%未満	50万円	中規模半壊	30%以上 40%未満	20万円	半壊	20%以上 30%未満	20万円	準半壊	10%以上 20%未満	8万円		
対象被災世帯	損害基準判定	対象世帯への最大支援額	負担割合																							
全壊	50%以上	60万円	県10/10																							
大規模半壊	40%以上 50%未満	50万円																								
中規模半壊	30%以上 40%未満	20万円																								
半壊	20%以上 30%未満	20万円																								
準半壊	10%以上 20%未満	8万円																								
<p>※支援額は実費の範囲内 ※単身世帯の支援額は上記の額に3/4を乗じて得た額 ※被災した世帯に対しては、市町村を経由して支援</p>																										

(単位:千円)

No	事業名	予算額	説明	所管課
3	災害援護資金等利子補給事業 (一部特別会計)	【制度適用】	各種貸付制度において、大雨により被害を受けた世帯等を対象として、貸付利率が0%となるよう利子補給を実施 [対象貸付制度] ・災害援護資金 ・生活福祉資金 ・母子父子寡婦福祉資金	健康福祉部 [地域福祉課] [青少年家庭課]
4	大雨災害対策特別資金	10,410	大雨・台風により被害や影響を受けた中小企業者等が復旧等に必要な資金を借り入れた場合に、当初3年間は融資利率と保証料率が0%となるよう金融機関等に対する利子補給等を実施 [融資枠] 20億円 → 40億円 [資金使途] 設備資金、運転資金 [融資限度額] 1億2,000万円 [融資利率] ・当初3年間 0% ・4年目以降 1.25% (責任共有) 1.10% (責任共有外) [保証料率] ・当初3年間 0% ・4年目以降 0.4~1.05% (責任共有) 0.4~1.20% (責任共有外)	商工労働部 [中小企業課]

(単位:千円)

No	事業名	予算額	説明	所管課
5	県単設備貸与事業	1,067	<p>大雨・台風により被害を受けた中小企業者等が、しまね産業振興財団の設備貸与を受けた場合に、当初3年間の割賦損料率が0%となるための割賦損料補給等を実施</p> <p>[実施主体] しまね産業振興財団 [貸与枠] 1億円 → 2億円 [貸与限度額] 100万円～5,000万円 [割賦損料率]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初3年間 0% ・4年目以降 1.60% <p>[返済期間]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則10年以内 ・公害設備は15年以内 	商工労働部 [中小企業課]
6	被災地域における事業継続緊急支援事業	10,000	<p>被災地域における生活機能やサービスの提供、雇用の維持を図るため、大雨・台風により被害を受けた中小企業者等の事業継続に要する経費を市町村とともに支援</p> <p>[実施主体] 市町村</p> <p>[対象業種] 地域に欠かせない生活機能やサービスの提供、雇用の維持に不可欠なものとして市町村が必要と判断する業種</p> <p>[対象経費] 施設設備改修費、備品購入費等</p> <p>[県助成上限額] 100万円</p> <p>[負担割合] 県1/3・市町村1/3・事業者1/3</p>	商工労働部 [中小企業課]

(単位:千円)

No	事業名	予算額	説明	所管課						
7	農業経営等緊急対応資金 (予算額の内訳) <table border="1" data-bbox="172 562 587 719"> <tr> <td>現年度分</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td> 利子補給金</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td> 保証料補給金</td> <td>44</td> </tr> </table>	現年度分	70	利子補給金	26	保証料補給金	44	70	大雨・台風により被害を受けた農業者が復旧に必要な資金を借り入れた場合に、当初3年間は融資利率と保証料率が0%となるよう金融機関等に対する利子補給等を実施 [融資枠] 5,000万円 → 1億円 [資金使途] 施設等資金、運転資金 [融資限度額] 施設等資金の場合 ・個人 1,500万円 ・法人等 3,000万円 [融資利率] ・当初3年間 0% ・4年目以降 0.15% [保証料率] ・当初3年間 0% ・4年目以降 0.15%	農林水産部 [農業経営課]
現年度分	70									
利子補給金	26									
保証料補給金	44									
8	農業復旧対策事業	【制度適用】	大雨・台風により被害を受けた農業用の施設や機械などの復旧を支援するため、復旧に要する経費を市町村とともに支援 [対象経費] 農業用施設の撤去費、農業機械の復旧費など [助成対象] 認定農業者、農業法人、集落営農組織など [負担割合] 県1/3・市町村1/3・農業者等1/3 など	農林水産部 [農畜産課]						

(単位:千円)

No	事業名	予算額	説明	所管課						
9	漁業経営等緊急対応資金 (予算額の内訳) <table border="1" data-bbox="172 555 587 712"> <tr> <td>現年度分</td> <td>1,334</td> </tr> <tr> <td> 利子補給金</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td> 保証料補給金</td> <td>1,267</td> </tr> </table>	現年度分	1,334	利子補給金	67	保証料補給金	1,267	1,334	大雨・台風により被害を受けた漁業者が復旧に必要な資金を借り入れた場合に、当初3年間は融資利率0.1%、保証料率0%となるよう金融機関等に対する利子補給等を実施 [融資枠] 2億円 [資金使途] 施設等資金、運転資金 [融資限度額] ・施設等資金 1億円 ・運転資金 1,000万円 [融資利率] ・当初3年間 0.1% ・4年目以降 0.2% [保証料率] ・当初3年間 0% ・4年目以降 0.71~1.09%	農林水産部 [沿岸漁業振興課]
現年度分	1,334									
利子補給金	67									
保証料補給金	1,267									
10	県有施設の復旧事業	169,300	大雨・台風により被害を受けた県有施設の復旧工事を実施 [文教施設] ・法面復旧(松江北高校、出雲商業高校) ・建物修繕等(出雲工業高校など) ・法面復旧(古墳の丘古曾志公園) [自然公園] ・遊歩道復旧等(竜頭八重滝、白島崎園地、明屋海岸園地) ・法面復旧等(千丈溪、大満寺山、国賀浜園地)	環境生活部 [自然環境課] 教育委員会 [教育施設課] [文化財課]						

(単位:千円)

No	事業名	予算額	説明	所管課
11	指定文化財災害復旧事業	1,490	大雨・台風により被害を受けた国指定史跡である富田城跡の復旧を支援 [補助事業者] 安来市 [負担割合] 国7/10・県1/10・市2/10	教育委員会 [文化財課]
12	大雨・台風災害に関する情報提供事業	5,700	大雨・台風被害に対する県の支援制度や相談窓口を周知するため、県民向けに新聞やSNSを活用した広報を実施	政策企画局 [広聴広報課]